

長野県市長会部会設置要綱

- 第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、危機管理建設の4部会を置く。
- 第2 各市長の部会所属は役員会に諮り会長が指定する。なお、部会所属について、事前に各市長の希望を聴取できるものとする。
- 第3 各部会に部会長を置く。部会長は、役員会に諮り理事の中から会長が指名する。

附 則

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

「所属部会の基本的考え方」

- 1 各部会については、最低4人の市長をもって構成されるよう努める。
- 2 部会所属の指定に当たっては、事前に各市長の希望を聴取し（第2希望まで）、できる限りこれを反映するとともに、下記ア及びイについても考慮の上、原案を作成する。なお、部会長に当たる市長については、下記3による。
 - ア 当該市長（前任者を含む。）が過去3期（6年）において、所属したことのない部会を優先する。
 - イ 県内地域（東信・北信・中信・南信）バランスを考慮する。
- 3 部会長は、市長就任年数を考慮し、長い順から「総務文教」「社会環境」「経済」「危機管理建設」とする。

【改正理由】

- 部会所属について、各市長の希望を尊重することにより、部会審議の一層の活性化を図る。
- 一方、部会審議の活性化のためには、一定数（4名以上）の市長が所属することが望ましいことから、希望を踏まえつつ、各部会の人数が4人以上となるよう原案を作成する。